

報 告 第 9 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年5月17日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

写

処 分 書

専 決 第 6 号

新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成29年3月31日

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(新居浜市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 新居浜市税賦課徴収条例(昭和25年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第32条本文中「者」を「者のいずれかに該当する納税義務者」に改め、同条ただし書中「者」を「者に該当する納税義務者」に、「によって」を「により」に、「750円とする」を「、750円とする」に改め、同条各号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第33条第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「特定配当等申告書(」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第33条第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「特定株式等譲渡所得金額申告書(」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第34条の9第1項中「第33条第4項の申告書」を「第33条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第48条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に、「とする」を「とする。第5項第1号において同じ」に、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」を「については、前項の規定にかかわらず」に改め、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第50条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」を「とする。第4項第1号において同じ」に改め、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)」に、「(当該修正申告書)を「(当該増額更正)に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に、「については」を「については、前項の規定にかかわらず」に、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)まで」に改める。

第61条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、

2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

第63条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を「家屋」に改める。

第63条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「^{あん}按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に、「各年度」を「各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」に改め、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に、「各年度」を「各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」に改め、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に、「各年度分」を「各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」に改める。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第 8 条第 1 項中「平成 3 0 年度」を「平成 3 3 年度」に改める。

附則第 1 0 条を次のように改める。

(読替規定)

第 1 0 条 法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 の 2 までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 6 1 条第 8 項中「又は第 3 4 9 条の 3 の 4 から第 3 4 9 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 3 4 9 条の 3 の 4 から第 3 4 9 条の 5 まで又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 の 2 まで」とする。

附則第 1 0 条の 2 第 5 項中「附則第 1 5 条第 2 9 項」を「附則第 1 5 条第 2 8 項」に改め、同条第 6 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号イ」を「附則第 1 5 条第 3 2 項第 1 号イ」に改め、同条第 7 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号ロ」を「附則第 1 5 条第 3 2 項第 1 号ロ」に改め、同条第 8 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 2 号イ」を「附則第 1 5 条第 3 2 項第 2 号イ」に改め、同条第 9 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 2 号ロ」を「附則第 1 5 条第 3 2 項第 2 号ロ」に改め、同条第 1 0 項中「附則第 1 5 条第 3 3 項第 2 号ハ」を「附則第 1 5 条第 3 2 項第 2 号ハ」に改め、同条第 1 1 項を削り、同条第 1 2 項中「附則第 1 5 条第 3 9 項」を「附則第 1 5 条第 3 7 項」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条第 1 3 項を削り、同条第 1 4 項中「附則第 1 5 条第 4 2 項」を「附則第 1 5 条第 3 9 項」に、「5 分の 4」を「、5 分の 4」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同項の次に次の 2 項を加える。

1 3 法附則第 1 5 条第 4 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

1 4 法附則第 1 5 条第 4 5 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附則第 1 0 条の 3 第 2 項中「附則第 7 条第 2 項」を「附則第 7 条第 3 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 1 2 条第 2 1 項第 2 号」を「附則第 1 2 条第 2 1 項第 1 号ロ」に改め、同条第 5 項第 2 号中「附則第 1 2 条第 2 2 項の規定により読み替えて適用される」を「附則第 1 2 条第 2 4 項において準用する」に改め、同条第 6 項中「附則第 1 2 条第 2 4 項」を「附則第 1 2 条第 2 6 項」に改め、同条第 7 項中「附則第 7 条第 8 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項第 4 号中「附則第 1 2 条第 2 8 項」を「附則第 1 2 条第 3 0 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 1 2 条第 2 9 項」を

「附則第 12 条第 31 項」に改め、同条第 8 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 10 項各号」に改め、同項第 5 号中「附則第 12 条第 36 項」を「附則第 12 条第 38 項」に改め、同条第 9 項中「に施行規則附則第 7 条第 11 項」を「に施行規則附則第 7 条第 14 項」に、「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 26 項」に改め、同項第 5 号中「附則第 7 条第 11 項」を「附則第 7 条第 14 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 8 項の次に次の 2 項を加える。

9 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

10 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 12 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 38 項に規定する補助

金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第16条の2を次のように改める。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第16条の3第2項中「申告書を提出した場合」を「特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれ

も提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第 17 条の 2 第 1 項中「平成 29 年度」を「平成 32 年度」に、「附則第 34 条の 2 第 4 項」を「附則第 34 条の 2 第 1 項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第 1 項の」に、「当該各号」を「、当該各号」に改め、同条第 2 項中「平成 29 年度」を「平成 32 年度」に、「附則第 34 条の 2 第 9 項」を「附則第 34 条の 2 第 10 項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第 20 条の 2 第 4 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（」に、「ものに限り、その時まで提出された第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書

(2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第 20 条の 3 第 4 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（」に、「もの及びその時まで提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書

(2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる

申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

附則第20条の3第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

（新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（新居浜市税賦課徴収条例の一部改正）」を付し、同条のうち、新居浜市税賦課徴収条例第18条の3の改正規定を削り、同条例第19条第1項各号列記以外の部分の改正規定中「第67条」を「第67条、第81条の6第1項」に、「当該」を「当該」に改め、同項第2号の改正規定中「削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改め」を「削り」に改め、同項第3号の改正規定中「削り、「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に」を「削り」に改め、同条例第34条の4及び第80条の改正規定、同条例第80条の2を削る改正規定、同条例第81条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定並びに同条例第82条、第83条、第85条、第87条及び第88条の改正規定を削り、同条例第89条の改正規定を次のように改める。

第89条第2項第2号中「以下」を「以下この号、次条第2項第1号及び第149条第1号並びに附則第10条の3において」に改める。

第1条中新居浜市税賦課徴収条例第90条及び第91条の改正規定並びに同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定を削り、同条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「次項」を「以下この条（第5項を除

く。)」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 新居浜市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第18条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条第1項各号列記以外の部分中「第67条」を「第67条、第81条の6第1項」に改め、同項第2号及び第3号中「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める。

第34条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第80条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第80条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「ときは」を「場合には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の2を削る。

第81条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合

(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33

号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限り。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中

「

2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの 営業用 年額 6,900円

 自家用 年額 10,800円

貨物用のもの 営業用 年額 3,800円

 自家用 年額 5,000円

」を

「

(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの 営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの 営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

」に改め、

同号イ中

「

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

」を

「

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

」に改める。

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「二輪」を「2輪」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「二輪」を「2輪」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと

認める軽自動車等」を「軽自動車等のうち必要と認めるもの」に、「軽自動車税」を「種別割」に、「減免することができる」を「減免する」に改め、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」を「掲げる軽自動車等のうち必要と認めるもの」に、「軽自動車税」を「種別割」に、「減免することができる」を「減免する」に改め、同項第1号中「もののうち、市長が必要と認めるもの」を「もの」に改め、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第89条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課する」を「第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課する」に、「軽自動車税を課される」を「種別割を課される」に、「第443条若しくは第80条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課されない」を「第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課されない」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の3 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に改め、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に、「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に、「左欄に掲げる」を「左欄に掲げる同条の」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第1条第1号中「の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)並びに同条例第43条」を「、第43条」に、「第4項」を「第3項」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 第1条中新居浜市税賦課徴収条例附則第16条の改正規定及び附則第4条の2の規定 平成29年4月1日

附則第1条に次の1号を加える。

(4) 第1条の2及び第2条の規定並びに第3条中新居浜市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第24号)附則第5条第7項の表第19条

第1項第3号の項の改正規定（「第98条第1項」を「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」に改める部分に限る。）並びに附則第3条の2及び第5条の規定 平成31年10月1日

附則第3条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（市民税に関する経過措置）」を付し、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条の次に次の1条を加える。

第3条の2 第1条の2の規定による改正後の新居浜市税賦課徴収条例（附則第5条において「31年新条例」という。）第34条の4の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

附則第5条の見出しを削り、同条第1項中「新条例」を「31年新条例」に、「附則第1条第2号」を「附則第1条第4号」に改め、同条第2項中「新条例」を「31年新条例」に、「平成29年度」を「平成32年度」に、「平成28年度分」を「平成31年度分」に改め、第4条の次に次の見出し及び1条を加える。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条の2 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

（新居浜市都市計画税条例の一部改正）

第3条 新居浜市都市計画税条例（昭和41年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削る。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を附則第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

3 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第12項を附則第13項とする。

附則第 1 1 項中「第 2 8 項、第 3 2 項、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 2 項」を「第 2 7 項、第 3 1 項、第 3 5 項、第 3 9 項、第 4 2 項、第 4 4 項」に改め、同項を附則第 1 2 項とする。

附則第 1 0 項中「附則第 4 項及び第 6 項」を「附則第 5 項及び第 7 項」に、「附則第 4 項及び第 7 項」を「附則第 5 項及び第 8 項」に、「附則第 5 項、第 7 項及び第 8 項」を「附則第 6 項、第 8 項及び第 9 項」に改め、同項を附則第 1 1 項とする。

附則第 9 項を附則第 1 0 項とする。

附則第 8 項中「附則第 4 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項中「附則第 4 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 8 項とする。

附則第 6 項中「附則第 4 項」を「附則第 5 項」に改め、同項を附則第 7 項とする。

附則第 5 項を附則第 6 項とする。

附則第 4 項の前の見出しを削り、同項を附則第 5 項とし、同項の前に見出しとして「（宅地等に対して課する平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度分の都市計画税の特例）」を付し、同項の前に次の 1 項を加える。

（法附則第 1 5 条第 4 5 項の条例で定める割合）

- 4 法附則第 1 5 条第 4 5 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1）第 1 条中新居浜市税賦課徴収条例附則第 7 条の 3 の 2 の改正規定及び第 2 条の規定 公布の日
- （2）第 1 条中新居浜市税賦課徴収条例第 3 2 条各号の改正規定及び附則第 5 条第 1 項の改正規定並びに次条第 2 項の規定 平成 3 1 年 1 月 1 日
- （3）第 1 条中新居浜市税賦課徴収条例附則第 1 0 条の 2 第 1 4 項の改正規定及び同項を同条第 1 2 項とし、同項の次に 2 項を加える改正規定（同条第 1 4 項に係る部分に限る。）及び第 3 条中新居浜市都市計画税条例附則第 4 項の前の見出しを削り、同項を附則第 5 項とし、同項の前に見出しを付し、同項の前に 1 項を加える改正規

定（附則第４項に係る部分に限る。） 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成
２９年法律第 号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第２条 別段の定めがあるものを除き、第１条の規定による改正後の新居浜市税賦課徴
収条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成２９
年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成２８年度分までの個人の市民
税については、なお従前の例による。

２ 前条第２号に掲げる規定による改正後の新居浜市税賦課徴収条例の規定中個人の市
民税に関する部分は、平成３１年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平
成３０年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

３ 新条例第４８条第３項及び第５項並びに第５０条第２項及び第４項の規定は、平成
２９年１月１日以後に新条例第４８条第３項又は第５０条第２項に規定する納期限が
到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平
成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成２８年度分までの固定資
産税については、なお従前の例による。

２ 新条例第６１条第８項及び附則第１０条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部
を改正する法律（平成２９年法律第２号。第４項及び次条第２項において「改正法」
という。）による改正後の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下この項におい
て「新法」という。）第３４９条の３の４に係る部分に限る。）の規定は、平成２８
年４月１日以後に発生した新法第３４９条の３の３第１項に規定する震災等（第４項
において「震災等」という。）に係る新法第３４９条の３の４に規定する償却資産に
対して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

３ 新条例第６１条の２の規定は、平成３０年度以後の年度分の固定資産税について適
用し、平成２９年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

４ 新条例第６３条の３第２項及び第７４条の２の規定は、平成２８年４月１日以後に
発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対
して課する平成２９年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生し

た改正法による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを新居浜市税賦課徴収条例第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（新居浜市税賦課徴収条例第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 次項に定めるものを除き、第3条の規定による改正後の新居浜市都市計画税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。